

平成23年4月1日から

都市計画施設の区域内の建築制限を緩和します。

未整備の都市計画施設（都市計画道路等）の区域内において、3階建ての建築物も許可されることとなります。

＜建築制限（建築できる階数）の緩和の内容＞ * **変更は階数のみ**です。

	旧（都市計画法第54条）	新（長泉町 取扱要領第2条）
階数	2以下	3 以下
地階	地階を有しないこと	地階を有しないこと
構造	主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること	主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

（参考）建築物を建築する際の許可申請手続き等について

1 申請書、誓約書、チェックリスト（必要書類一覧）を、長泉町ホームページからダウンロードしてください。

※ 長泉町トップページ ⇒ 各課のページ ⇒ 建設計画課 ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 都市計画法第53条許可申請

2 必要書類を作成し、役場西館3階の建設計画課へ提出してください。

（問い合わせ先）長泉町役場 建設計画課 電話：055-989-5520